一般財団法人　数理科学振興会　定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人数理科学振興会という。その英語名は Japan Association for Mathematical Sciences と呼称し、略称は JAMS とする。

（事務所）

第２条　この法人は､主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、数理科学の振興をはかるため、数理科学の研究助成及び、研究者の育成を行い、数理科学者の交流を活発化し国際間の連繋を深めるとともに、将来の数理科学を担う世代の育成を行い、もってわが国数理科学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）数理科学に関する研究者および研究機関に対する助成

（２）数理科学に関する研修会等の開催

（３）数理科学に関する研究者の海外派遣及び招聘の援助

（４）数理科学に関する資料収集ならびに刊行

（５）将来の数理科学を担う世代の育成に資する活動

（６）その他目的達成に必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第１の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり翌年８月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きす

るものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については，定時評議員会に提出し，第１号の書類については、その内容を報告し、第３号、第４号の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（長期借入金）

第９条　この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の３分の２以上の多数をもって決議を行わなければならない。

第４章　　評議員

（評議員の定数）

第１０条　この法人に評議員３名以上７名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員２名、監事１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

（２）過去に前号に規定する者となったことがある者

（３）第１号又は第２号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（１）当該候補者の経歴

（２）当該候補者を候補者とした理由

（３）当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（４）当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条　評議員に対して、各年度の報酬が総額 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。またその職務を行うために要する費用（交通費等）の実費を支払うことができる。

第５章　　評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決議）
第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分又は除外の承認
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行うものとする。理事又は監事の候補者の合計数が、第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
５　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
（議事録）
第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人１名が、前

項の議事録に記名押印する。

第６章　　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上７名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち、１名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事のうち、１名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務をし、業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬）
第２６条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬の総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第７章　　理事会

（構成）
第２７条　この法人に理事会を設置する。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第２８条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
（招集）
第２９条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき
（２）代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
（３）監事が理事会の招集を請求したとき又は監事が招集したとき
（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条に規定する目的、第４条に規定する事業及び第１１条に規定する評議員の選任及び解任の方法について適用する。

（解散）

第３３条　この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配）

第３４条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人を清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公告の方法

第３６条　この法人の公告は、電子公告による。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第１０章　　補則

（委員会）

第３７条　この法人は、業務の円滑な遂行を図るため、必要に応じて、委員会を設けることができる。

２　委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、代表理事が別に定める。

（事務局）

第３８条　この法人に事務を処理するため、事務局を置くことができる。

２　事務局には、所要の職員を置くことができる。

３　職員は、代表理事が任免する。

（名誉理事）

第３９条　この法人に、任意機関として名誉理事１名を置くことができる。

２　名誉理事は、代表理事の相談に応じ、また、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

３　名誉理事の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　名誉理事は無報酬とする。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

廣中平祐、高安秀樹、小田忠雄、児嶋　弘、齋藤恭司、美馬のゆり

４　この法人の最初の代表理事は、廣中平祐とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今村宏明、飯高　茂、楠岡成雄、島田敏宏、永井礼正、清　史弘、松本義久

６　別表第１基本財産

財産種別	場所・数量等
定期預金	3,000,000 円

７　（令和 4 年１１月４日定時評議員会議決）第３９条を追加したこの定款は令和４年１１月４日から施行する。

８　（令和６年１１月３日定時評議員会議決）さらに、第１１条および第３８条を変更したこの定款は令和６年１１月３日から施行する。